

京都市消防局訓令乙第20号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表備考に次のように加える。

- 3 救急隊員（女性に限る。）及び航空隊員に対しては、警防活動要員に貸与する品目のうち防じんメガネのみを貸与するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)